

広島県告示第八百十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定によって、漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

令和二年七月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 免許予定日

令和二年十月一日

二 存続期間

免許の日から令和五年八月三十一日まで

三 申請期間

令和二年七月九日から令和二年八月三十一日まで

四 公示番号

区第四百九号

五 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、名称及び時期

漁業種類	名 称	時 期
第一種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	一月一日から二月三日まで
第一種区画漁業	あさり垂下式養殖業	一月一日から二月三日まで

2 漁場の位置及び区域

(1) 位置

福山市沼隈町能登原小桜地先

(2) 区域

次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ四直線によって囲まれた区域

基 点 一 福山市沼隈町桜地区船だまり防波堤突端

二 〃 〃 から防波堤沿い北西へ五十

メートルのところ

ア 一から福山市沼隈町岩船鼻南端を見通す線上二十メートルの所

イ 〃 〃 七十メートルの所

ウ 二から沼隈町能登原千年漁業協同組合敷地東南角から護岸沿い南西

へ九五メートルの地点を見通す線上七十メートルの所

エ 〃 〃

二十メートルの所

六 地元地区

福山市沼隈町